

台湾のCPTPP参加の積極的な支援を求める意見書

2017年11月、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の参加11か国は、離脱したアメリカを除く形で協定発効に大筋合意し、その名称をTPPからCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）へ変更して、環太平洋地域の将来へ新たな一歩を踏み出した。

一方、アジア地域経済を見たときに、台湾の存在は忘れてはならない。新型コロナウイルス感染症が拡大する前の日台双方における貿易総額は600億ドル、人的往来は600万人を超え、我が国にとって必要不可欠かつ重要なパートナーである。とりわけ本市議会では、本市出身の八田與一技師が手掛けた烏山頭ダムがある台南市議会及び同じく本市出身の磯田謙雄技師が手掛けた白冷圳がある台中市議会と友好交流協定を締結しているなど、台湾とは特別な絆で結ばれている。

台湾はAPEC（アジア太平洋経済協力）のメンバーであるほか、WTO（世界貿易機関）にも加盟していることから、CPTPP加入を申請する条件を十分満たしており、その台湾がCPTPPに加入することで、他の参加国は、台湾からのさらなる投資を引き出すことが可能となり、その結果、環太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、域内経済に良い刺激を与えることにつながる。

よって、国におかれては、一刻も早い台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

保育士のさらなる処遇改善を求める意見書

本市の保育士の確保については、潜在保育士の多さや首都圏への保育人材の流出、他業種との採用競争の激化などにより、慢性的な人材不足の傾向にある。特に、低賃金が問題で、保育士は国家資格の職であるにもかかわらず、全職種の平均賃金と比べて低く、処遇の上でも決して恵まれているとは言えない実態である。

そのような中、国では、平成29年度から職務や職責に応じて月額5,000円、4万円の加算を行う「技能・経験に応じた処遇改善」、平成31年4月から保育士の賃金を1%（月3,000円相当）引上げを行うなどの処遇改善を実施しているが、抜本的な保育士の処遇改善にはつながっておらず、保育士の資格を得ても、保育士になるのは約4割にとどまっている。

今後、ますます保育ニーズが多様化する中で、保護者が希望するのは、我が子を安心して預けることができる保育環境の実現であり、良質な保育サービスの拡充が求められている。そのために、保育士のさらなる処遇の改善が喫緊の課題である。

よって、国におかれては、充実した保育を提供し、安定的な保育士の確保を図るため、保育士のさらなる処遇改善に向けた公定価格の基本分単価の引上げ及び処遇改善等加算の拡充を講じるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

コロナ禍における医療・介護・障害福祉従事者等へのさらなる支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や休業要請等で疲弊した経済を再興するため、国は国内における観光などの需要を喚起するゴー・トゥー・キャンペーン等の経済対策を行っている。これにより、苦境に陥っていた観光業や飲食業等の業界には一定の効果が見受けられる。

一方で、新型コロナウイルス感染症陽性者の治療や看護に当たる医療従事者や、感染すると重症化しやすい高齢者の介護を行っている介護従事者をはじめ、障害福祉施設や保育施設の従事者などは、感染リスクを恐れて旅行や外食等を自粛せざるを得ない状況にある。

国は、令和2年度第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の中で、医療・介護・障害福祉分野の従事者に対する慰労金を支給したが、支給は1回限りのものである。長期化するコロナ禍においては、医療や介護、障害福祉施設等に従事している者が、今後安心して業務に従事できる支援策が不可欠である。

よって、国におかれては、コロナ禍における医療・介護・障害福祉従事者等へのさらなる支援策を講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

類焼被災者に対する貸付制度等の構築を求める意見書

失火責任法では、不法行為に基づく損害賠償責任に係る民法第709条の規定は、失火の場合にはこれを適用せず、ただし、失火者に重大な過失がありたるときはこの限りにあらずと規定されている。現行法上、隣家で生じた火災によって自宅が損害を受けても、失火者に重大な過失がなければ、賠償請求をすることができない。

一定の自然災害により住宅が全壊などした場合には、被災者生活再建支援制度により最高300万円が支給されるにもかかわらず、自然災害と同様に何ら落ち度がない類焼により損害があった場合には、加入している火災保険を適用して損害を補填するしかないという現状である。

上記を鑑みるに、火災保険に未加入の場合や、火災保険による補填以上の損害が出る場合には、被災者はその損害を補填してもらえないため、被災者に対する公的な貸付制度等の構築が不可欠である。

よって、国におかれては、類焼被災者に対する貸付制度等の構築を強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人で、前年に続いて過去最高を更新しており、実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などにより妊娠について考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も過去最高の45万4,893件となった。

国においては、2004年度から年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充されてきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。また、本市においては、国による助成に加えて、特定不妊治療に対して、国の制度の助成回数を超える部分の助成や、人工授精等の一般不妊治療に対する助成のほか、不妊治療が必要かどうかを判断するための不妊検査に対しても助成を行っているが、十分であるとは言えない。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるように、不妊治療への保険適用の拡大に向けて、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精に加えて、男性に対する治療についても保険適用の対象とすること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度を拡充することにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症や事実婚夫婦の不妊治療への保険適用及び助成についても拡充を図ること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

石川県金沢市議会議員 野 本 正 人